十三　法第十六条第二項において準用する法第十四条の規定による是正のための措置の命令に従って行う補助事業等に係る実績報告の受理
十四　法第十七条第四項において準用する法第八条の規定による決定の取消しに係る通知
十五　法第十八条第一項の規定による決定の取消しに係る補助金等の返還の命令に係る通知
十六　法第十八条第二項の規定による補助金等の額の確定に係る補助金等の返還の命令に係る通知
十七　法第二十三条第一項の規定による立入検査等

○農林水産省告示第千五百五十三号

農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行令（昭和二十五年政令第百五十二号）第九条第六号の規定に基づき、災害にかかった農地に代わる農地を造成するのに要する標準的な費用の額の算定方法を次のように定める。

平成二十四年六月十一日

農林水産大臣　郡司　彰

一　都府県にあっては、六・一六五八千円に被災農地の傾斜度を乗じて得た額に一七四千円を加え、これに一・五六二を乗じて得た額に復旧すべき農地面積を乗ずるものとする。

二　北海道にあっては、三・一一六八千円に被災農地の傾斜度を乗じて得た額に三八千円を加え、これに一・五六二を乗じて得た額に復旧すべき農地面積を乗ずるものとする。

三　一及び二において、被災農地の傾斜度は度単位（度未満は切り捨てる。）とし、復旧すべき農地面積はアール単位（小数点第四位以下は切り捨てる。）とし、算定される金額は千円単位（千円未満は切り捨てる。）とする。

附　則

1　この告示は、公布の日から施行する。

2　平成二十三年六月二十一日農林水産省告示第千百八十三号（災害にかかった農地に代わる農地を造成するのに要する標準的な費用の額の算定方法を定める件）は、廃止する。

3　この告示は、この告示の施行の日以後に発生した災害に係る災害復旧事業について適用し、同日前に発生した災害に係る災害復旧事業については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第千五百五十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年六月十一日

農林水産大臣　郡司　彰

一　保安林の所在場所　山梨県南巨摩郡南部町内船字大峯平一四二三六、一四二三七、万沢字奥西沢一一四二四、一一四八六、二一四八六の二、一一四八七、一一四八八、一一四九五、一一四九六、一一四九六の二、一一四九七、一一四九九から一一五〇四まで、一一五〇六、一一五〇九から一一五一二まで、一一五一五、一一五二〇、一一五二七、一一五三二、一一五三二の一、一一五三二の二、一一五三三の一、一一五三三の二、一一五三五、一一五五〇、一一五九〇、字細田一四四六八、一四四六八の一、一四四七一、一四四七二、一四四七四、一四四七四の一、一四四七五から一四四七七まで、字唐沢一三二六九、一三二六九の一、一三二七〇から一三二七二まで、一三二七五から一三三二〇まで、一三三二二の一、一三三二三の一、一三三二四、一三三二五、一三三三三、一三三三五から一三三三七まで、一三三三七の二、一三三三八から一三三五〇まで、一三三六三、一三三六六、一三三六七、一三三六七の一、一三三六七の二、一三三六八から一三三七一まで、一三三七二から一三三七六まで、一三三七八、一三三八三、字山ノ神沢一四二二一から一四二二三まで、一四二二三の一、一四二二四から一四二二八まで、一四二三三、一四二四〇、一四二四一、一四二四一の一、一四二四五、一四二四六、一四二五四から一四二五八まで、一四二六〇から一四二六四まで、一四二六六から一四二七一まで、一四二七六、一四二七六の二、一四二七六の三、一四二七七から一四二八三まで、一四二八五から一四二九二まで、字日陰中尾一一五九一、一一五九二、一一六七一から一一六七四まで、一一六七六、一一六七六の乙、一一六八二、一一六八二の一、一一六八二の二、一一六八三、一一六八七から一一六九二まで、一一六九五、一一六九六、一一六九九、一一七〇〇、一一七〇二、一一七〇三、字才ノ神一四九九三、一五〇一三から一五〇一六まで、一五〇二二、一五〇二三、一五〇二六から一五〇二八まで、一五〇三二から一五〇三五まで、一五〇三五の二、一五〇三六から一五〇四二まで、一五〇四二の二、一五〇四二の三、一五〇四三、字小倉一四七一九の二、一四七二〇、一四七二一、一四七二四から一四七二八まで、一四七八三から一四七九六まで、一四八〇〇から一四八〇六まで、一四八〇六の一、一四八〇七、一四八〇八、一四八〇八の一、一四八〇九から一四八一一まで、一四八一一の一、一四八一二から一四八一四まで、一四八一四の一、一四八一七、一四八八三、一四八八四、一四八九九から一四九〇四まで、一四九〇六、一四九〇七、一四九一五、字川戸一五〇五三、字堀切一四四七八から一四四八七まで、一四五三一から一四五三四まで、一四六一五、一四六五一、一四六五二、一四六五四、一四六五五、一四六五七から一四六六四まで、一四六六七、一四六六八、一四六七三から一四六八三まで、一四六八三の一、一四六八四から一四六八六まで、一四六八九から一四六九二まで、一四六九四、一四六九五、一四六九八、一四七〇一、一四七〇九、一四七一一から一四七一三まで、一四七一三の二、一四七一四から一四七一八まで、身延町湯之奥字後山三五三、三五四、山梨市牧丘町倉科字丸山六九九二の一、七〇〇一の一、七〇〇二、七〇〇四、都留市小野字文台一七九三、夏狩字根木三五七七から三五八〇まで

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山梨県庁並びに関係市役所及び町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百五十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年六月十一日

農林水産大臣　郡司　彰

一　保安林の所在場所　山梨県大月市笹子町黒野田字穴沢九八七、九九五、九九八、一〇〇〇の六

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字穴沢九五・一〇〇〇の六（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、九八七、九九八

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び大月市役所に備え置いて縦覧に供する。）